

地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会設置要綱

（名称）

第1条 本会議は、「地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」（以下、懇談会という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、地域公共交通の活性化及び再生について、今後10年を見据えた中長期的な視野から、意見交換をすることを目的とする。

（構成）

第3条 懇談会に属すべき委員は、有識者の中から、国土交通省総合政策局長が委嘱する。

（座長）

第4条 懇談会には座長を置く。

2 座長は、懇談会の会務を処理し、懇談会を代表する。

3 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する有識者委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 座長は、懇談会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、有識者委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。